



乗用ゴルフカート利用約款

令和元年 12 月
清川カントリークラブ

本約款の目的

第 1 条 この約款は、清川カントリークラブ利用約款の準則として、当ゴルフ場の電磁誘導式乗用ゴルフカート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全、ならびに施設の保全を図りかつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

本約款の遵守

第 2 条 カートの発進と停止の操作（リモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンの操作）を行う者（以下「操作者」と称します）および、当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者および同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず本約款を遵守する義務を負います。

操作等の制限

第 3 条 1) カート利用者は、係員からのカート利用に関する指示に従ってください。
2) カートは、当ゴルフ場施設以外で利用操作することは出来ません。

安全操作義務

第 4 条 1) 操作者は、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにしてください。
2) 酔酩、その他の事由により、正常な運転が困難な方は操作者となることが出来ません。

走行場所

第 5 条 1) カートは、絶対に所定のカート用道路以外の場所で走行させないでください。
2) やむを得ない事情によりカートを所定のカート用道路以外の場所で走行させる必要がある場合には、直ちに係員に連絡してください。カートの移動は係員において行います。

操作上の注意

第 6 条 操作者は、カートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。
1) 操作開始の際の注意事項
イ) カートの操作の開始は、必ず係員の指示に従ってください。
ロ) 操作の開始に際しては、必ずリモコン及びカート本体にあるスタート・ストップボタンその他の装置が正常に作動することを確認してください。
ハ) カートは人や物に反応しないので、発進は必ずカート前後の安全を確認した上で行ってください。
2) 走行の際の注意事項
イ) カート用道路の走行に関し、走行方法等の表示（信号機、自動停止点、カーブミラー等）があるときは、これに従って操作してください。
ロ) カートは人や物に反応しないので、カートの位置の前後の安全を確認しながら操作してください。
ハ) カート用道路と管理用道路の交差する場所は十分注意してください。
3) 停止等の注意事項
イ) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。
ロ) カートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させたり、障害物センサーの前に立って停止させることは絶対にしないでください。

同乗者の注意事項

第 7 条 操作者以外のカート利用者は次の事項を遵守してください。
1) カートの走行用装置（電源、ブレーキペダル、スタート・ストップボタン）には一切手を触れないでください。
2) カートが発進、及び停止する際、あるいはカートが勾配のある場所や曲折した場所を走行する場合はもとより乗車時は必ず把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。
3) カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
4) カートの前後には立ったり、近づいて歩かないでください。
5) カートは人や物に反応しないので、走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。
6) カートは急停車する場合がありますので、すぐ後ろをついて歩かないでください。また停車中のカートの後ろに立つときは、後続のカートに注意してください。
7) カートへの乗車は定員を守ってください。

利用の中止等

第 8 条 カート利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき操作を禁止し、カートの利用を中止、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
1) 操作者に操作技術がないことが判明したとき。
2) カート利用者にこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。

事故の場合の連絡

第 9 条 カート利用者は、プレー中の事故またはカート事故が発生した場合、もしくはカートが故障した場合、直ちにプレーを中止し、無線もしくはケータイ電話にて、マスター室にその旨を連絡してください。

事故の場合の責任等

第 10 条 1) 当ゴルフ場の故意または重大な過失以外は、カート事故による人的・物的損害について、一切その責任を負いません。
2) 運転者は、カートの運行に関し、人身に危害を及ぼすあるいは施設（カート、その他の施設内の物品）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を発生させた場合には、不可抗力以外は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3) 同乗者の行動により、カート事故を生じまたはカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、同乗者は運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
4) 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じて、運転者に対する損害賠償請求の全部または一部が、過失相殺により免責されることがあります。